

保育提供体制の確保のための 実施計画について

令和8年8月10日

▼実施計画について

- 令和6年12月に公表された国の「保育政策の新たな方向性」の取りまとめに伴い、今後は、全国的な認可保育所等の整備目標は行わず、引き続き地域の課題に応じた細やかな対策をしていくこととされた。これにより、令和7年度から各市区町村で、「保育提供体制の確保のための実施計画」を策定することとなった。
- 「保育提供体制の確保のための実施計画」とは、保育需要と提供体制の見える化を図り地域の実情に応じて必要な機能を将来に渡って安定的に確保することを目的として作成するもので、待機児童対策や人口減少対策に係る国からの必要な財政支援を受けるためには、この「実施計画」を策定し、国の採択を受ける必要がある。
- 令和8年度から、策定にあたっては、子ども・子育て会議等にて内容の承認(事後承認)を得ることが必要となった。
- 実施計画は、第3期子ども・子育て支援事業計画の「幼児期の教育及び乳幼児期の保育の提供」の保育部分の「量の見込みと確保方策」を基に、国の要領に従って策定している。

▼目次

1. 保育提供体制の実施計画と財政支援について(国資料)・・・ P2
2. 保育提供体制の確保のための実施計画概要・・・ P3, 4
3. 参考・・・P5
4. 保育提供体制の確保のための実施計画全体・・・ 別紙資料5

保育政策の新たな方向性 ～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

概要

○ 令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。



1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保

待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
→ 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
→ 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

保育提供体制の確保のための実施計画概要

		実績		見込み		
	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学 前 ① 児 童 数	0 歳 児	2,753.	2,721.	2,931.	2,880.	2,834.
	1 ・ 2 歳 児	6,156.	5,744.	6,121.	6,007.	5,899.
	3 歳 以 上 児	10,299.	10,010.	9,488.	9,235.	9,041.
	合 計	19,208.	18,475.	18,540.	18,122.	17,774.
（申 保 育 込 ② ニ 一 者 ズ ） 数	0 歳 児	336.	281.	315.	320.	324.
	1 ・ 2 歳 児	3,199.	3,162.	3,437.	3,518.	3,596.
	3 歳 以 上 児	5,022.	5,283.	4,831.	4,897.	4,984.
	合 計	8,557.	8,726.	8,583.	8,735.	8,904.
（申 ② ／ 込 ① ） 率	0 歳 児	12.2%	10.3%	10.7%	11.1%	11.4%
	1 ・ 2 歳 児	52.0%	55.0%	56.2%	58.6%	61.0%
	3 歳 以 上 児	48.8%	52.8%	50.9%	53.0%	55.1%
	合 計	44.5%	47.2%	46.3%	48.2%	50.1%
（利 整 用 備 定 量 員 ） 数	0 歳 児	993.	983.	983.	983.	983.
	1 ・ 2 歳 児	3,606.	3,628.	3,753.	3,810.	3,869.
	3 歳 以 上 児	5,549.	5,935.	5,970.	5,971.	6,004.
	合 計	10,148.	10,546.	10,706.	10,764.	10,856.
待 機 児 童 数	0 歳 児	0.	0.			
	1 ・ 2 歳 児	12.	0.			
	3 歳 以 上 児	1.	0.			
	合 計	13.	0.			

第3期子ども・子育て支援事業
計画策定時に使用した推計値

第3期子ども・子育て支援事業
計画の量の見込み(保育部分)

国の様式どおり
申込者者数÷就学前児童数
(自動計算)

第3期子ども・子育て支援事業
計画の確保の内容(保育部分)
に、企業主導型及び事業所内
保育事業の従業員枠を追加

1. 保育提供体制の確保のための実施計画(考え方)

第3期子ども・子育て支援事業計画の「幼児期の教育及び乳幼児期の保育の提供」の保育部分の「量の見込みと確保方策」を基に、国の要領に従って策定している。

- ①就学前児童数：令和8年度までの実績及び第3期子ども・子育て支援事業計画策定時に使用した推計値
- ②申込者数(保育ニーズ)：令和8年度までの実績及び第3期子ども・子育て支援事業計画の量の見込み(保育部分)
- ③申込率：国の様式どおり 申込者者数÷就学前児童数(自動計算)
- ④利用定員数(整備量)：第3期子ども・子育て支援事業計画の確保の内容(保育部分)に、企業主導型及び事業所内保育事業の従業員枠の利用定員数を追加
- ⑤待機児童数：令和8年度までの実績

2. 本市が採択により活用する財政支援

財政支援	内容
保育士宿舍借上げ支援事業	補助要件
利用者支援事業(特定型)	加算要件

～参考～

<「申込者数」(保育ニーズ)について >

保育の必要性の認定がされた、

①特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)

②特定地域型保育事業

③特例保育(へき地保育所)

の各年度4月1日時点の申込者数(新規申込みだけではなく、継続して利用申込みをしている児童も含む。)について、令和11年度までの見込みと実績を、年齢区分(「0歳児」、「1・2歳児」、「3歳以上児」の3区分。以下同じ。)ごとに記載

<「利用定員数」(整備量)について >

市区町村に所在する次の①～⑩の施設・事業の各年度4月1日時点の利用定員の総数について、令和11年度までの見込みと実績を、年齢区分ごとに記載すること。

①認可保育所

②認定こども園(幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地方裁量型)における保育所機能部分

③特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(従業員枠・地域枠)、居宅訪問型保育事業)

④特例保育(へき地保育所)

⑤企業主導型保育事業(従業員枠・地域枠)

⑥地方単独保育施策

⑦認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設

⑧幼稚園における長時間預かり保育事業

⑨幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)

⑩その他の保育の受け皿

<見込方法>

翌年度以降の各年4月1日における見込みについては、第3期子ども・子育て支援事業計画における量の見込みとの整合性を確認しつつ、人口動態や就業状況等をはじめ地域における状況を適切に反映させること。